

土地改良区設立認可申請適否決定公告

東近江市柏木町 520 番地 村井富士夫ほか 15 人から提出のあった東近江地区土地改良区の設立認可申請に対し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第 8 条第 1 項の規定により土地改良事業計画および定款を審査した結果令和 7 年 4 月 28 日に適当であると決定したから、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 9 日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原沢 秀幸

1 縦覧に供する書類

- (1) 東近江地区土地改良区定款の写し
- (2) 東近江地区土地改良区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市農林水産部農村整備課

なお、滋賀県のウェブサイト

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/343733.html>)

でも閲覧することができる。

3 縦覧期間 令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 6 月 6 日まで

この決定について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に文書で異議の申出をすることができる。